

公 告

令和8年度島根県原子力広報誌等の作成に係る企画提案競技の実施にあたり、次のとおり公告する。

令和8年1月22日

島根県知事 丸山達也

1 島根県原子力広報誌等の作成の目的

- (1) 島根原子力発電所の周辺環境における環境放射線等調査結果（空間放射線、環境試料中の放射能、温排水影響）を住民へ周知すること。
- (2) 住民に対して、原子力発電所や放射線に関する知識の普及を図ること。
- (3) 県の原子力安全・防災対策についての取り組みを適時適切に周知すること。

2 提案競技実施の目的

島根県原子力広報誌等の作成業務の契約相手方の決定及び作成内容の基本的な部分を決定する。

3 委託業務内容

(1) 内容

- ① 島根県原子力広報誌「アトムの広場」の作成・配送
- ② Web版「アトムの広場」の作成・運用

詳細は別添資料1「令和8年度環境放射線調査結果等広報業務委託仕様書」のとおり

(2) 契約の締結

最優秀企画提案者を令和8年度環境放射線調査結果等広報業務の受託者として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を行う。

ただし、令和8年度当初予算が成立しなかった場合等は、契約を行わないこととする。

(3) 契約金額

最優秀企画提案者から見積書を徴し、予定価格の範囲内において決定する。

4 事務担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県防災部原子力安全対策課 原子力安全調整係（担当：山本）

T E L : 0852-22-5698 F A X : 0852-22-5600

E - m a i l : gen-an@pref.shimane.lg.jp

5 提案競技参加資格

提案競技に参加できるのは、次に掲げる条件を満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密

接な関係を有する者を経営に関与させているものでないこと。

- ③ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）についての未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- ④ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- ⑤ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- ⑥ 島根県内に本社又は支社、営業所を有していること。
- ⑦ 提案競技事前説明会（後述）に出席していること。
- ⑧ 営業実績（期間）が3年以上であること。
- ⑨ 企画・作成から配達業務までを一括して管理できること。
- ⑩ 提案競技に参加したスタッフが、原則として契約後も企画・作成にあたること。
- ⑪ 必要な都度面談できるスタッフを配置できること。
- ⑫ 業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- ⑬ その他、県の指示に柔軟に対応できること。

6 審査

（1）審査方法

- ① 企画書等の提出があった業者によるプレゼンテーション及びヒアリング（1者につき30分）を行い、審査を経て採用1者を決定する。
- ② 企画書等の提出者全員に、当落結果と採用会社名を文書で通知する。
- ③ 審査経過については、公表しない。また、審査結果に対しての異議は受け付けない。

（2）審査スケジュール

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| ① 令和8年2月 2日（月）13時30分～14時30分 | 事前説明会 |
| ② 令和8年2月 25日（水）17時 | 企画書等の提出期限 |
| ③ 令和8年2月 26日（木）～3月3日（火） | 事前審査 |
| ④ 令和8年3月 4日（水） | 審査（ヒアリング）、結果通知 |

（3）審査要点

- ① 島根原子力発電所をはじめとする原子力関連の知識を住民の目線で分かりやすくまとめているか。
- ② 住民が関心を寄せる情報を紙面に盛り込み、住民が興味を示すような紙面内容となっているか。
- ③ 紙媒体だけでなく、パソコンやタブレット、スマートフォンなど電子媒体での閲覧にも配慮したものが提供できているか。
- ④ 既存の「アトムの広場」の企画・構成・デザイン等の連続性は問わないこととする。
(現在のデザインについては、県に著作権があるため、部分的な転用は認める。)

（4）審査項目

- ① 企画力
- ② 理解力
- ③ デザイン力（読者を惹きつけるデザイン）
- ④ 編集力（分かりやすくまとめているかなど）
- ⑤ 業務の実施体制
- ⑥ 会社の業務実績

7 令和8年度事業費

18,683千円以内（消費税等込み）

8 参加料

必要書類の提出があり不採用となった者には、企画作品作成経費を考慮し、参加料2万円（消費税等含む）を支払う。ただし、最優秀企画提案者には支払わない。

9 提出書類（企画書等）

	提出書類	様式	提出部数
①	会社概要書	様式1	7部
②	制作体制説明書	様式2	7部
③	誌面構成	様式3	7部
④	企画作品1（表紙）（A4判） 企画作品2（原子力に関する特集）（A3判）	任意様式	7部
⑤	企画作品説明書（A4判）	任意様式	7部
⑥	過去に制作した類似の成果品見本	任意様式	1部
⑦	見積書 ※1 あて名は島根県知事名とすること ※2 見積金額については、内訳が分かるものとすること	任意様式	1部
⑧	納税証明書 ※1 島根県税の未納の徴収金がない旨の証明書 ※2 消費税及び地方消費税の滞納がない旨の証明書 ※3 令和7年～令和9年物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格者名簿へ登録されている業者は不要	任意様式	1部
⑨	誓約書	様式6	1部
※1 ③、④、⑤の制作にあたっては別添資料2「企画作品等の提出について」を参照 ※2 提出する提案作品は、1案とする。 ※3 提出された成果品見本は、希望がある場合、後日返却する。 ただし、最優秀企画提案者には返却しない。			

10 事前説明会

（1）開催日時

令和8年2月2日（月） 13時30分～14時30分

（2）開催場所

島根県松江市殿町1番地

島根県庁 本庁舎屋上階 701会議室

11 企画書等提出期限等

（1）提出期限

令和8年2月25日（水）17時（必着）

（2）提出先

上記4の場所とする

(3) 提出方法

持参又は郵送

12 その他

- (1) アトムの広場に掲載された写真、イラスト、記事などの著作権法に定める全ての著作権は、県に帰属するものとする。
- (2) 県の都合により、最優秀企画提案内容の構成・デザイン等を変更する場合がある。
- (3) 手続きにおいて使用する言語・通貨は、日本語・日本円とする。
- (4) 説明会参加後、企画提案競技に参加しない場合は、その旨を様式4「辞退届」により事務局へ提出すること。
- (5) 企画提案競技に関する質問は、様式5「質問書」により令和8年2月6日（金）17時までに事務局へ提出すること。質問は取りまとめ後、全者へ回答する。
- (6) この要領に定めのない事項については、県の指示によることとする。

13 添付資料等

- ① 令和8年度環境放射線調査結果等広報業務委託仕様書【資料1】
- ② アトムの広場配布先及び配布部数【資料1別紙】
- ③ 企画作品等の提出について【資料2】
- ④ 会社概要書【様式1】
- ⑤ 制作体制説明書【様式2】
- ⑥ 誌面構成【様式3】
- ⑦ 辞退届【様式4】
- ⑧ 質問書【様式5】
- ⑨ 誓約書【様式6】
- ⑩ しまね原子力広報「アトムの広場」No.148
- ⑪ 企画作品2制作にあたる参考資料